

## 薬学長期実務実習を受入れるためには・・・

1. 日本病院薬剤師会及び薬学教育協議会の施設に関する基準を満たすように医療施設として準備及び整備を行う。
2. 薬学教育協議会 関東地区調整機講に受入れ施設として登録する。
3. 前年度に行われる受入れ可能人数調査の際に、受入れ可能人数を回答する。
4. 調整機講による振り分け結果の連絡があった後、各大学の担当者との打ち合わせ・契約を経て、実習受入れ開始となる。

\*病院における長期実務実習に対する基本的な考え方（日本病院薬剤師会 HP）

<https://www.jshp.or.jp/activity/jisshu/20150214.pdf>

\*受入れ施設としての登録等の問い合わせは・・・

**一般社団法人 薬学教育協議会 関東地区調整機講**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2 丁目 12 番地 15 号 日本薬学会長井記念館 4 階

TEL : 03-3797-3035 FAX : 03-3400-3278